

福祉有償運送 ・ 市町村運営有償運送(市町村福祉輸送) “福祉自動車による”

運送の種類	福祉有償運送 ・ 市町村運営有償運送(市町村福祉輸送) “福祉自動車による”	
運転者の要件	第二種運転免許かつ免許停止中ではない、もしくは 第一種運転免許かつ過去2年以内に免許停止がなく 次のいずれか 1)認定講習修了 2)ケア輸送サービス従事者研修修了	
認定講習の種類	福祉有償運送運転者 講習	福祉有償運送運転者 代替講習
対象者	右記以外	平成18年9月30日以前に従事していた運転者、もしくは 平成18年10月以降に認定を受けた講習主催者が、認定を受ける前に実施した講習を修了した運転者
カリキュラム	1)関係法令等に関する講義(20分)	1)関係法令等に関する講義(30分)
	2)安全・安心な運行と緊急時の対応に関する講義(50分)	2)安全・安心な運行と緊急時の対応及び運転方法に関する講義
	3)運転方法に関する講義(40分)	3)障害の知識、利用者理解及び基礎的な接客技術に関する講義
	4)障害の知識及び利用者理解に関する講義(50分)	2)と3)合わせて150分)
	5)基礎的な接客技術及び介助技術に関する講義(120分)	2)と3)は、事故事例、ヒヤリハット事例の学習及びシチュエーションによる班別討議を含む
	6)福祉自動車の特性に関する講義(60分)	
	7)福祉自動車の運転方法等に関する演習(一人あたり20分)	